

生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要

(1) 国民健康保険税の課税限度額の改正について

(第2条)

1. 概要

国民健康保険税は、税の負担が過度にならないよう政令（地方税法施行令第56条の88の2）で上限が定められており、市町村は政令で定められている額を上限として、条例で課税限度額を規定している。

令和6年度に国民健康保険財政運営の都道府県単位化になり、国民健康保険税において県内市町村が統一基準化された。令和8年度についても県が算定した標準保険料率及び基準限度額を参考に、課税限度額の改正を行うものである。

2. 改正内容

県が算定した標準保険料率及び基準限度額を基に本市の国民健康保険税の課税限度額を下記のとおり改める。

課税限度額

	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度(案)
基礎課税額（医療分）	63万円	65万円	65万円	65万円	66万円
後期高齢者支援金課税額	19万円	20万円	22万円	24万円	26万円
介護納付金課税額	17万円	17万円	17万円	17万円	17万円
計	99万円	102万円	104万円	106万円	109万円

<参考>税率については据え置き

	令和7年度			令和8年度(案)		
	医療分	後期分	介護分	医療分	後期分	介護分
所得割	7.64%	3.27%	3.03%	7.64%	3.27%	3.03%
均等割	27,600円	11,500円	16,900円	27,600円	11,500円	16,900円
平等割	20,000円	8,400円	—	20,000円	8,400円	—

施行日 令和8年4月1日

低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の改正および子ども子育て支援納付金制度の新設について
(第2条、第23条)

1. 概要

低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定の基準となる金額の見直しについては、国において、例年、消費者物価など経済動向を踏まえて見直しの必要性を検討しているところです。

令和7年度においては、5割軽減の軽減判定の基準を29.5万円から30.5万円に、2割軽減の軽減判定の基準を54.5万円から56万円に見直しを行いました。

今回、令和7年12月26日に令和8年度税制改正大綱が閣議決定され、令和8年度の軽減判定所得の基準が引き上げられること、また子ども子育て支援納付金制度が創設されることから、これに伴う地方税法施行令の改正にあわせて生駒市国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

2. 改正内容

<改正>

第23条 国民健康保険税の減額の対象となる所得基準を次のとおり改正します。

5割軽減基準額=43万円+30.5万円×被保険者数 → 43万円+31万円×被保険者数

2割軽減基準額=43万円+56万円×被保険者数 → 43万円+57万円×被保険者数

<新設>

第2条 国民健康保険税の算定項目に子ども子育て支援納付金制度にかかる分を追加します。

	所得割	均等割	18歳以上 均等割	平等割	限度額
子ども子育て支援金課税額	0.31%	1,700円	200円	—	3万円

※18歳以下の均等割については免除されます。

3. 専決処分について

地方税法等の一部を改正する法律案が国会において審議予定であり、施行日を令和8年4月1日とする本条例の一部改正が、3月定例会中に条例改正の手続きが間に合わないことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分によって改正する予定です。